

2024年度DRサービス（高圧・特別高圧）利用規約

「2024年度DRサービス（高圧・特別高圧）（以下、「本サービス」といいます。）利用規約」（以下、「本規約」といいます。）は、東北電力株式会社（以下、「当社」といいます。）が実施する本サービスに関する取扱いを定めたものです。

本サービスへの参加登録のお申込みは、本規約を全てお読みいただき、同意いただける場合に限りません。

本規約は、本サービスに参加登録をお申込みされた、当社と高圧もしくは特別高圧、またはその両方の契約を有する法人または個人等の方（以下、「本サービス参加者」といいます。）と当社との合意の内容になります。本サービスへの参加登録のお申込みをもって、本規約に同意いただいたものとみなします。

当社は、本サービスの内容等の変更の必要が生じた場合や適用法令の改正があった場合、その他当社が必要と認めた場合に、予告なく本規約の全部または一部を改定することができるものとします。

1. 本サービスの対象期間

対象期間は、2024年7月1日から2025年6月30日までとします。

2. 本サービスの実施内容

(1) 本サービスは、当社が指定する日時の30分単位の電力量抑制（以下、「時間指定型DRプログラム（下げDR）」）といいますが、にご協力いただける本サービス参加者を対象に、当社との電力需給契約単位の時間指定型DRプログラム（下げDR）の実績に応じて、特典として現金を進呈するものです。

なお、特典等の詳細は、別紙のとおり定めます。

(2) 時間指定型DRプログラム（下げDR）は夏季と冬季に実施します。

a. 夏季の実施期間は、2024年7月1日から同年9月30日までとします。

その参加登録のお申込み期間は、2024年5月31日から同年7月31日までとします。

b. 冬季の実施期間は、2024年12月1日から2025年2月28日までとします。

その参加登録のお申込み期間は、2024年11月1日から同年12月31日までとします。

ただし、夏季の本サービス参加者は、お申込みの際に登録した当社との電力需給契約が継続している場合、既存の登録内容にて、冬季にも継続して参加いただくこととし、改めての参加登録のお申込みは不要です。

(3) 本サービスの対象期間中の実績は、当社独自のエネルギーマネジメントシステム「エグゼムズ」（以下、「エグゼムズ」といいます。）の専用WEBサイトをとおして本サービス参加者ごとに提供します。

また、当社からの本サービスに係るお知らせ等は、エグゼムズから本サービス参加者に発信する電子メールにより行う場合があります。このため、本サービス参加者は、エグゼムズの利用規約 (<https://www.tohoku-epco-dr.jp/2024summer/exems-kiyaku.pdf>) に同意いただいたうえで、会員として登録されます。

エグゼムズにログインするために必要な情報およびお知らせ等は、本サービスへの参加登録の完了後、エグゼムズから参加登録お申込み時に登録したメールアドレス宛てに通知します。

なお、エグゼムズに会員登録することによる初期費用、会費は発生しません。その他のサービス利用条件等はエグゼムズの利用規約をご確認ください。

3. 本サービスの適用条件等

(1) 本サービスへの参加登録は、お申込みの時点で当社との間で高圧もしくは特別高圧の電力需給契約が成立していることが条件となります。

このため、夏季の時間指定型DRプログラム（下げDR）では、需給開始日が、夏季の参加登録のお申込み期間外の2024年8月1日以降になる場合は参加できません。冬季の時間指定型DRプログラム（下げDR）では、需給開始日が、冬季の参加登録のお申込み期間外の2025年1月1日以降になる場合は参加できません。

- (2) 本サービスへの参加は、本サービス参加者が、本サービスお申込みフォームより参加登録され、当社がこれを承諾することで適用されます。一部の条件を満たさない場合であっても、当社が必要とする場合は、当社の承諾をもって本サービスへの参加を認めることがあります。

参加登録のお申込みに対する承諾は、エグゼムズの専用WEBサイトの案内について、参加登録お申込み時に登録したメールアドレス宛てに発信することをもって、通知するものとします。

本サービスでは、実施期間の前に通知があったときは実施期間の1日目からの参加、実施期間中に通知があったときはその翌週からの参加とする取扱いとします。

- (3) 当社の「冬の節電アクション（高圧・特別高圧）」（実施期間：2023年12月1日から2024年2月29日）の参加者は、その際に参加登録した当社との電力需給契約が継続している場合、本規約に同意いただくお申込みにより、既存の登録内容にて、夏季の実施期間から参加いただくものとします。

また、「冬の節電アクション（高圧・特別高圧）」参加時と同じ登録内容により、エグゼムズの専用WEBサイトが引き続き利用できます。

- (4) 本サービスへの参加登録を適用するにあたり、以下に同意いただきます。

- a. 要件を満たさない電力需給契約での参加登録、もしくは同一の電力需給契約での複数回の参加登録等による不正な特典取得を行わないこと。また、不正に特典を取得した可能性がある場合と当社が判断した場合に、当社からの状況確認に速やかに応じていただくこと。
- b. 不正に特典を取得したことが発覚した場合、および当社からの特典相当額の返還要請を受けた場合、速やかに返還に応じていただくこと。

4. 本サービスの時間指定型DRプログラム（下げDR）の考え方

詳細は、別紙のとおりとします。

5. 本サービスの時間指定型DRプログラム（下げDR）の特典進呈方法および時期

詳細は、別紙のとおりとします。

6. 注意事項

- (1) 以下の契約種別は、本サービスへの参加登録の対象外になります。

自家発補給電力、農事用電力、深夜電力、臨時電力、融雪用電力、予備電力等。

- (2) 以下の電力需給契約は本サービスによる特典の対象外となります。

太陽光発電設備のPCS制御用の受電需要、容量市場に参画中のご契約、部分供給のご契約、自家発補給電力、農事用電力、深夜電力、臨時電力、融雪用電力、予備電力等。

- (3) 本サービスでは、当社の法人のお客さま向けソリューションサイトにエグゼムズの専用WEBサイトへのログインページを設定することから、利用規約 (<https://solution-next.tohoku-epco.co.jp/terms/>) に同意いただいたうえで、当社の法人のお客さま向けソリューションサイトのメルマガ会員として登録されます。

- (4) 本サービスでは、本サービス参加者に次の送信専用メールアドレスによりお知らせします。

no-reply@tohoku-epco-dr.jp

no_reply@exemsweb.tohoku-epco.co.jp

next-solutions@houjin.tohoku-epco.co.jp

s.business.solution.ue@tohoku-epco.co.jp

本サービス参加者にて、迷惑メール対策等により受信設定を行っていない場合、本サービスに関する各種お知らせが受信できなくなりますので、設定のご変更をお願いします。

- (5) 本サービスへの参加手続き、お問合せ等にかかる費用（インターネット環境整備、インターネット接続、その他通信費等の不随する費用）は全て本サービス参加者のご負担になります。
- (6) 本サービスの実施期間において、当社との電力需給契約を解約（廃止）した場合、本サービスへの参加期間は解約日の前日までとします。
- (7) 本サービス参加者が当社との電力需給契約において名義変更のお申込みがあった場合、エグゼムズの専用WEBサイトからの提供を停止することがあります。また、名義変更に伴い、新名義人から本サービスへの参加登録があった場合、新名義人は、それまで電気の供給を受けていた旧名義人の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を継承する取扱いになるため、本サービスの実績は、旧名義人の実績を含めて、エグゼムズの専用WEBサイトをとおして提供されることがあります。
また、名義変更により、本サービスへの参加登録情報に変更が伴う場合があるため、本サービスの事務局から電話等にて確認することがあります。
- (8) 本サービス参加者が当社との電力需給契約において名義変更を行った際、同一法人・グループ内への変更に限らないことが確認できたときは、本サービスへの参加期間は原則として契約異動日の前日までとします。
また、名義変更後の本サービスの取扱いについては、本サービスの事務局から電話等にて確認することがあります。
- (9) 本サービス参加者が当社との電力需給契約において解約（廃止）のお申込みがあった場合、エグゼムズの専用WEBサイトからの提供を停止することがあります。
また、解約（廃止）により、本サービスへの参加登録情報に変更が伴う場合があるため、本サービスの事務局から電話等にて確認することがあります。
- (10) 本サービスへのお申込みにて登録された特典の振込先の情報が不明で、確認のご連絡がつかない場合は特典の進呈を無効とさせていただきます。
- (11) 本サービスへのお申込みによって何らかの損害が生じた場合、当社の故意または過失に起因するものを除き、当社はその責任を一切負いません。
- (12) 当社は、本サービスに関連して、当社の責めに帰すべき事由により本サービス参加者が損害を被った場合、当社が負担する損害賠償の範囲は、本サービス参加者が直接の結果として現実に被った通常の損害（逸失利益、特別の事情に基づく損害、間接的損害、結果的な損害等を除く。）に限られるものとします。
- (13) 本サービスにて取得した個人情報は、当社の個人情報保護方針 (<https://www.tohoku-epco.co.jp/privacy/>) に従って取り扱うものとします。
- (14) 本サービスは予告なく変更または終了させていただく場合があります。

7. 発効期日

本規約は、2024年5月31日より適用します。

付記 2024年5月31日

[別紙]

2024年度DRサービス（高圧・特別高圧）
時間指定型DRプログラム（下げDR）の考え方および特典等の詳細について

本サービスによる時間指定型DRプログラム（下げDR）の考え方および特典に関する詳細は、次のとおり定めます。

1. 時間指定型DRプログラム（下げDR）の考え方

需要場所ごとに実施する電力量抑制行動に対して、30分単位の抑制量を評価します。なお、時間指定型DRプログラム（下げDR）の対象日時および達成条件は、以下とおり設定します。

(1) 対象日時

- a. 時間指定型DRプログラム（下げDR）の実施期間中、毎週金曜日に当社が行う翌週の需給予測等を踏まえて対象日を指定し、本サービス参加者に対象日の前日までに通知した日の特定時間帯（連続する3時間）とします。

なお、需給状況等が特に厳しい場合は、追加で対象日を指定し、本サービス参加者に対象日の前日までに通知した日の特定時間帯（連続する3時間）とします。

- b. 国による需給ひっ迫警報または注意報が発令された場合は、それを踏まえて当社が対象日を指定し、本サービス参加者に対象日の前日に通知した日の時間帯とします。

(2) 達成条件

需要場所ごとに経済産業省資源エネルギー庁が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」（以下、「ERABガイドライン」といいます。）に基づいて当社が算定した1コマごとのベースライン電力量（kWh）に対し、本サービス参加者の実需要電力（電力使用実績値）が下回った場合とします。

なお、1kWh未満の使用電力量は切り捨てとします。

2. 特典

時間指定型DRプログラム（下げDR）において、当社が定める達成条件を満たした場合、需要場所ごとに特典として定める金額を進呈します。

- (1) 金額は、当社が算定した1コマごとのベースライン電力量（kWh）と実需要電力を比較し、抑制した使用電力量に応じて、当社が対象日の前日までに通知した単価を乗じたものとします。

なお、当該特典の単価は、需給状況や想定される市場調達価格等により設定します。

- (2) 上記（1）の抑制した使用電力量が、当社が算定した1コマごとのベースライン電力量（kWh）から3%を超えた場合、その3%を超えて抑制した使用電力量1kWhにつき、上記（1）の単価に3円を加算します。

3. 特典進呈の方法および時期

夏季・冬季それぞれの時間指定型DRプログラム（下げDR）の実施期間が終了した2カ月後までを目途に、当社にて本サービス参加者の時間指定型DRプログラム（下げDR）の実績を確定します。その後、本サービスお申込み時に登録された口座に、需要場所ごとに特典として定める金額を法人単位に合算のうえ、振込みにて進呈します。

振込予定日は、時間指定型DRプログラム（下げDR）の実績が確定した翌月を目途に参加登録のお申込み時に登録したメールアドレス宛てに通知します。

なお、時間指定型DRプログラム（下げDR）の実施期間中、当社との電力需給契約を解約した場合等は、解約日の前日までの時間指定型DRプログラム（下げDR）の実績を1コマ単位により算定し、上記と同様、時間指定型DRプログラム（下げDR）の実績が確定した後に、参加登録のお申込み時に

登録したメールアドレス宛てに振込予定日を通知します。

4. 注意事項

- (1) 電力量抑制の目標となるベースライン電力量 (kWh) は、エグゼムズの専用WEBサイトから本サービス参加者自身で確認いただきます。
- (2) ベースライン電力量 (kWh) は、対象日の当日、本サービス参加者に参加登録のお申込み時に登録したメールアドレス宛てに通知します。
通知時点のベースライン電力量 (kWh) は試算値 (仮確定値) によるものであり、電力量抑制行動の参考値として活用いただきます。
- (3) 特典の根拠となる電力量抑制の算定に用いるベースライン電力量 (kWh) および実需要電力の計量は、東北電力ネットワーク株式会社の設置する通信機能付き記録型計量器により算定された30分ごとの値によるものとします。
上記の計量器の設置、かつ遠隔検針の実施を満たしていないときは、ベースライン電力量 (kWh) および実需要電力の計量が実時間で算定できないことから、時間指定型DRプログラム (下げDR) の特典進呈の対象外とします。
- (4) 本規約6. 注意事項 (2) で定める当社が対象外とする契約種別は、時間指定型DRプログラム (下げDR) に参加することができないことから、特典進呈の対象外とします。

付記 2024年5月31日

以上